

公益財団法人佐賀県国際交流協会 インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人 佐賀県国際交流協会（以下「協会」）が実施するインターンシップに関する必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 インターンシップ実習生（以下「実習生」という。）が、協会での就業体験を通して、就業意識の向上や県内の国際理解・交流、多文化共生に対する理解を深めることを目的とし、実習生の積極的な受入れを進める。

(実習対象者)

第3条 協会において実習を行う対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校等に在籍する学生
- (2) その他特に適当と認められる者

(報酬等)

第4条 協会は、実習生に対して、報酬・賃金、居住地から実習場所までの交通費その他実習に伴う経済的負担は行わない。

(実習期間)

第5条 インターンシップの実習期間は、原則として2週間程度とする。

(実習時間)

第6条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(サービス)

第7条 実習生は、在籍する機関の身分を保有する。

- 2 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- 3 実習生は、実習時間中、佐賀県職員が遵守すべき法令、条例等並びに実習生の指導監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。
- 4 実習生は、実習により得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- 5 実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表する場合には、事前に協会及び実習担当者の承認を得なければならない。
- 6 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

(実習生の受入申請及び決定)

第8条 インターンシップにより在籍する者を実習させようとする機関の代表者は、インターンシップ受入申請書(別記様式第1号)及び実習生はインターンシップ申込用紙(別記様式第2号)と誓約書(別記様式第3号)を協会に提出しなければならない。実習生が在籍する機関の代表者は、この誓約の遵守について徹底指導するものとする。その後、協会は受入れの可否を機関の代表者に通知し、覚書を取り交わす。

(受入所属の役割)

第9条 協会は実習プログラムを作成し、実習が円滑かつ適切に行われるよう努めなければならない。

(実習の中止)

第10条 協会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が第7条の規定による服務義務に従わない場合その他実習を継続することが困難であるとき。
- (2) 実習を継続することにより、業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

(事故責任等)

第11条 実習生が在籍する機関の代表者及び実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険等に参加し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、その都度、協会と実習生が在籍する機関の代表者が協議の上、定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。